

西予市公告第 23 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知することができないので、同法第 22 条第 10 項の規定により、その措置を実施することとした。その措置の実施にあたり、建築物内に残置された動産について保管したので、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 8 日

西予市長 管 家 一 夫



記

1 保管した残置動産の内容等

別紙のとおり

2 動産の残置された建築物の所在地

西予市野村町野村 12 号 354 番地

3 残置動産を撤去した日

令和 5 年 12 月 22 日

4 残置動産の保管を開始した日

令和 5 年 12 月 22 日

5 保管の場所

西予市建設部建設課（愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1）ほか

6 保管の期限

令和 6 年 7 月 7 日まで

7 動産等の取扱い

6 の期限までに所有者等への返還ができない場合は、市において処分等を行う。

動産等について権利等を主張しようとする者は、保管の期限までに、当該残置動産の返還について、次の問い合わせ先へ通知すること。

8 問い合わせ先及び返還事務を行う場所

西予市建設部建設課（愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1）

電 話 0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 1 0

F A X 0 8 9 4 - 6 2 - 6 5 7 1